

神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用管理要綱

令和4年1月1日改正 建設局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市優良工事認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークを使用できる者は、神戸市優良工事認定の認定を受けた企業又は技術者（以下「認定者」という。）とする。

- 1 ロゴマークの使用は、優良工事認定の周知、推進のための広報及び受賞者自身の広報に限定し、自社の製品や販促用の無償配布物に使用することはできない。
- 2 ロゴマークの使用は、デザインを改変してはならない。
- 3 認定者がロゴマークを使用する際は、神戸市の許可を受けなければならない。
- 4 認定者が許可を受ける場合は、神戸市優良工事認定 認定ロゴマーク使用申請書（様式第1号）を建設局長宛に提出しなければならない。
- 5 ロゴマークを使用できる期間は認定ロゴマーク使用申請の承諾日から2年後の年度末までとし、有効期限の満了や認定取り消しがなされた場合は使用することができない。
- 6 ロゴマークの第三者への譲渡及び不正な使用は禁止する。

(ロゴマークの使用取り消し)

第3条 次の各号に該当するものは、使用を取り消しとする。

- (1) 神戸市優良工事認定要綱第14条及び神戸市優良工事認定実施要領第9条の定めにより、認定が無効となった場合。
- (2) ロゴマークの使用期間中に指名停止、又は契約約款上の瑕疵が生じた場合。
- (3) 法令遵守違反又はその他、不適切な行為が生じた場合。
- (4) 認定者が本要綱を遵守せずに使用していることが判明した場合。

(経費等の負担)

第4条 本市は、ロゴマークの使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第5条 本市は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用により本市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本市に賠償すること。

(情報の公開)

第6条 本市は、ロゴマークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公

開することができる。

(事務局)

第7条 事務局は、建設局技術管理課において行う。

(実施要領)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。